平成２８年（フ）第１２８１号
福岡県筑紫野市筑紫駅前通１丁目143番地
フレジュールＩＴＯ105号
債務者　岩崎　忠明
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４０号
青森県十和田市西五番町21番14号
債務者　栗山　伸一
1　決定年月日時　平成28年９月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第４１号
青森県十和田市東二十二番町７番12号　ＭＴハウスＥ
債務者　中渡　憲子
1　決定年月日時　平成28年９月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第２２１号
岐阜県関市大平町２丁目７番地
債務者　中野　裕子
1　決定年月日時　平成28年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第５０号
三重県松阪市藤之木町487番地
債務者　西山　里司
1　決定年月日時　平成28年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２８年（フ）第９０６号
福岡県宗像市自由ヶ丘２丁目898番地６　雇用促進住宅宗像宿舎１棟103号
債務者　氷谷　三之
1　決定年月日時　平成28年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０８２号
福岡市南区高宮１丁目１番17号
債務者　財津亜希子
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１１８号
福岡市博多区住吉２丁目３番７―1212号
債務者　宮崎　政弘
1　決定年月日時　平成28年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１８７号
福岡県糟屋郡志免町別府４丁目19番２―101号
債務者　中村　慎吾
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２１２号
福岡市早良区室住団地46番401号
債務者　畑田　大輝
1　決定年月日時　平成28年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２３１号
福岡県宗像市光岡130　宗像病院、住民票上の住所福岡市博多区美野島２丁目25番３―1205号
債務者　三浦　竹虎
1　決定年月日時　平成28年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２４６号
福岡市東区松田３丁目19番６―210号
債務者　植杉　真登
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２４７号
福岡県糟屋郡新宮町大字三代965番地13　コリーナ・ベルデⅢ　110号
債務者　上田　加織
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２６０号
福岡市博多区美野島２丁目24番７号
債務者　田中　慎一
1　決定年月日時　平成28年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２６２号
福岡市中央区大手門３丁目10番10―502号
債務者　堀　絵里奈
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２６３号
福岡県糟屋郡志免町志免２丁目31番５号
債務者　白石　和也
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２８７号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋408番地３　スカイハイツ内橋　Ｃ―201号
債務者　野口　勝利
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部